

災害準備及び災害救援活動に関する 横浜市と在日米陸軍基地管理本部との覚書

目的と範囲

本覚書は、横浜市と在日米陸軍基地管理本部間の災害準備及び災害救援活動において相互の支援活動を調整するための範囲を定める。

横浜市と在日米陸軍基地管理本部は、適時かつ的確な協力と、適正で効果的な相互支援が、大規模災害後の復旧に向けた作業を成功させるために不可欠であると認識する。ゆえに、横浜市と在日米陸軍基地管理本部は、災害準備・災害救援活動の相互支援体制強化、向上を目的として、この覚書を締結する。

市民や基地に勤務する者又は居住する者の生命及び安全を守ることは、横浜市と在日米陸軍基地管理本部にとって共通の最優先事項である。

定義

「災害」とは、地震、洪水、台風などの異常な自然現象のほか、相互支援を要する重大な事件や事故を意味する。

「災害準備」とは、災害を想定した事前の準備活動を意味する。

「災害救援活動」とは、双方の同意に基づく迅速な支援である。ただし、この活動は被災者及び被災地の恒久的な経済及び基盤の再建は含まれない。

災害救援活動には、消防、人道的援助とそれに係わる人員と物資の搬送、食料・衣服・医薬品とその他物資の提供、臨時避難所及び仮設住宅の設置、応急医療・人命救助措置、在日米陸軍基地の外に居住する在日米陸軍の人員・家族の安全確認、及び在日米陸軍基地内で働く日本国民等の安全確認などが含まれる。

計画と実施に関する基本事項

大規模災害発生時の在日米陸軍基地管理本部としての第一の優先事項は、組織を再調整し、防衛の任務を遂行可能にすることであるが、災害救援活動の継続期間、種類及び範囲について上級司令部の指示を求めることが含まれ、国防総省の認める範囲で、積極的に災害救援活動に協力する。

支援は緊急を要するものに提供されるものとし、一般的な復興作業はこれを含まない。

災害準備・災害救援活動に係る経費については、日米両国政府の取り決めに基づくほか、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担する。

本覚書の適用範囲は横浜市の管轄する地域と、在日米陸軍基地管理本部の管轄する在日米陸軍基地管理本部施設に限定される。また、本覚書によって横浜市と在日米陸軍基地管理本部が支援供与の義務を負うものではない。

共同活動の範囲

横浜市と在日米陸軍基地管理本部は、災害準備・災害救援活動において相互の支援活動を計画・調整するための連絡先を設置する。

災害救援活動のための災害対策本部あるいは危機行動班を設置するときは、いずれの相手方に対してもその旨を連絡する。

要請に基づいて災害救援活動並びに支援を実施する場合、実施する側それぞれの国の法律・規則・細則に従うものとする。

情報交換・研修・会議・視察・訓練及び演習を通して災害準備の調整を促し、専門的技能を育成する。

附則

本覚書は、横浜市長と在日米陸軍基地管理本部司令官の署名により発効し、両者の合意の下修正・改正できる。

本覚書は、両者の合意により、あるいは、いずれかが終了予定の 60 日前までに提示する文書通知により、終了することができる。

横浜市と在日米陸軍基地管理本部は、実際に災害が発生したときに使用される災害準備及び災害救援活動に関する手引書を作成することに合意する。

この覚書は記載事項に対し調整をするものである。内容の詳細若しくは同意においては、2007年4月27日付けの日米合同委員会覚書に基づいて同意されなければならない。また、この覚書と日米合同委員会覚書において疑義が生じた場合には、日米合同委員会覚書に基づいて了承されるものとする。

2015年 3月 30日

03 30 2015
(Month) (Day) (Year)

FOR Yokohama City
Mayor, the City of Yokohama

FOR U.S. Army Garrison Japan
Colonel, U.S. Army
Commanding

横浜市代表
横浜市長

在日米陸軍基地管理本部代表
在日米陸軍基地管理本部司令官

FUMIKO HAYASHI
林 文子 横浜市長

JOY L. CURRIERA
ジョイ L. カレラ 陸軍大佐